

「新しい総合事業」における「予防専門型訪問サービス・通所サービス」利用にあたっての考え方について

標題の件につきまして、平成28年6月から開始する試行的実施期間における利用の考え方については下記のとおりです。

なお、平成28年度の実施状況を踏まえ、「2 状態像の目安」についての検証を行い、平成29年度からの本格実施に向けて、必要な見直しを実施する予定です。

記

1 利用の考え方について

- ・「要支援者」、「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者」の区別なく、「2 状態像の目安」に該当する場合に「予防専門型サービス」を利用することを前提にケアマネジメントを実施することとします。「予防専門型サービス」を利用する場合は、ケアプランに、必要とする具体的な理由を記載してください。

2 状態像の目安について

各サービスについて、状態像の目安のうち①～④のいずれかに該当すること。

サービス名	状態像の目安
予防専門型 訪問 サービス	① 継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防訪問介護」を利用していた方） ② 身体介護が必要な方 ③ 専門職による見守りが必要な方（退院直後や自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時支援できる状態で行う見守り等） ④ その他①から③までの状態像に準ずる方
予防専門型 通所 サービス	① 継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防通所介護」を利用している方） ② 通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方 ③ 転倒の既往（過去1年以内に1回以上）がある等、転倒の危険性が高いことにより閉じこもりがちで、通所サービスを利用するにあたり送迎が必要な者 ④ その他①から③までの状態像に準ずる方